

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（6月19日改訂）

山梨県遊技業協同組合

1 3密の回避

1 換気設備の設置等（「密閉」）の回避【いずれかを満たすこと。】

- (1) ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設は、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 上記以外の施設については、一人あたり毎時30 m³の必要換気量を確保する。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの人数を減らすこと。
- (3) 換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」）の回避

- (1) 開店前30人程度の混雑が予想される場合には、予め番号入り整理券を配布して番号ごとの入店時間を指定するなどして、入店の整理を行う。
- (2) 開店前の行列は、30人程度となるよう、お客様の車両内での待機をしていただき、徒歩でお越しのお客様は、密集しないように店舗敷地内で待機していただく。
- (3) 店舗前通路・景品カウンター前には、2メートル間隔でのテープを貼付するなどして間隔を確保する。（マスク着用のお客様の場合には、最低1メートル間隔を確保して並んでいただく。）
- (4) 店頭、SNS、DMには、お客様に対して入店前の密集を避けるよう促す告知を行い周知する。

3 人と人との距離の確保（「密接」）の回避

- (1) 遊技客間について、対人距離を確保（周囲は（側面背面も含めて）できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）を確保するように努める。遊技機1台おきの措置など。）。遊技中の遊技客間の対人距離が確保できない場合は、アクリル板や透明ビニールシート等で遮蔽する。
- (2) 従業員と遊技客について、(1)と同様に対人距離を確保。
- (3) 人と人が対面する（景品カウンター等）について、アクリル板、透明ビニールシート等で遮蔽する。
- (4) 近距離での会話や発声を避ける措置を徹底する。
（店内BGM、遊技台の音量を必要最小限度に設定する。）

4 広告・宣伝について

- (1) 広告・宣伝については、必ず当該ホールの感染予防対策について掲載すること。
- (2) 集客目的のイベント告知（ライターやイベント企業が関係するものを含む）については、行わない。
- (3) その他、全日本遊技事業協同組合連合会の取決めに従う。

2 発熱者等の施設への入場禁止対策

1 発熱者・咳などのある体調不良者の入店禁止

- (1) 入店時におけるお客様に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐下痢等の症状があれば、入店を拒否することを店頭告知、SNS、DMなどで周知する。
- (2) 開店の際の入場者には、原則として、入口で入場者への体調確認を行い、必要と認めた場合には検温を行う。
- (3) 営業中においても、お客様に対しての体調を確認する。また、咳などがあるお客様には、遊技中であっても体調確認を行う。
- (4) 従業員への感染防止対策としての教養と指導の徹底。

2 従業員

- (1) 本人家族を問わず、発熱者（例えば平熱より1度以上）や体調不良者（軽度であっても風邪症状【咳やのどの痛みなど】、嘔吐・下痢等の症状）の出勤を停止。
- (2) 従業員に対し、業務開始前に検温・体調確認を行う。
- (3) 従業員には、携帯型消毒液を携帯させ、自らの手指を含め、定期的な消毒を徹底。
- (4) 従業員に対する私生活上の感染防止指導の徹底。
- (5) 従業員のメンタルケアの積極的な取入れによる風通しの良い職場環境を確保する。
 - ・ メンタルケア担当責任者の配置。

3 マスク未着用者の入店禁止措置の徹底

- (1) 入店時、遊技中のマスク未着用のお客様は、入店・遊技を拒否することを店頭告知、SNS、DMなどで周知する。
- (2) 入店時、遊技中のマスク着用を徹底する。
- (3) 遊技中の未着用のお客様を見つけたときには、直ちにお声がけしてマスクを着用していただく。拒否した場合には退店をしていただけるようにご案内する。
- (4) 従業員のマスク着用の徹底。

4 手指消毒未実施のお客様の入店を拒否

- (1) 風除室（出入口）に、消毒液を常備して、入店時のお客様へ店頭告知、SNSなどによって、消毒後でなければ入店を拒否することを周知して、手指消毒を促す。
- (2) 特に開店時においては、従業員による消毒の確認を行う。
- (3) 店内、店外の使用施設には、消毒液を配置して、お客様がパチンコ玉、メダル、ノブ等に触れた後などに消毒する機会を増やす措置を講ずる。
- (4) アルコールアレルギーのお客様に注意し、簡易手袋の配布も検討する。

3 飛沫感染、接触感染防止

- 1 お客様と従業員のマスク着装・咳エチケットの徹底（声掛け・店内放送・告知などによる周知）
- 2 店内複数個所への消毒液の配置と手指消毒を促すアナウンスの実施。
- 3 店舗内外、トイレノブ、自動販売機など、お客様・従業員が触る可能性のある場所については、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に消毒する。
- 4 特に遊技台ノブ・パネル・ガラス・椅子の背もたれなどについては、お客様が離席する都度の消毒を行うとともに、随時の消毒を行う。
- 5 パチンコ玉、メダルの定期的な研磨、洗浄又は消毒の徹底ならびに、その箱、景品等の定期的な消毒の実施。
- 6 トイレの衛生管理の徹底（蓋を閉めて汚物を流す等の表示、ハンドドライヤー、共用タオルの使用禁止）
- 7 鼻水や唾液などがついたごみは、ビニール袋に密閉して捨てる。ごみを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。
- 8 喫煙スペースの入場制限
 - (1) 各店舗で施設内容によって、密を避けるための入場制限を行う。
 - (2) 店内告知による周知を図る。
- 9 休憩スペースのリスク軽減
 - (1) 休憩スペースで一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
 - (2) 休憩スペースは常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
 - (3) 遊技客用に従来用意していた新聞、雑誌、漫画本等を撤去する、もしくは、撤去しない場合には、消毒液を配置するなど、お客様に手指の消毒を促し、定期的に消毒を行う措置をとる。

4 従業員の感染防止対策

- 1 感染防止指導教養の実施
- 2 休憩スペースで一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 3 休憩スペースは常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 4 通勤時の原則公共交通機関の未使用。
自家用車・自転車等での通勤の奨励

5 業界ガイドラインの遵守

業界（パチンコ・パチスロ産業21世紀会）が策定した「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」を遵守する。

6 ガイドライン遵守の確認

各店舗がガイドラインを遵守しているか確認するため、各店舗は組合で指定したガイドラインチェックリストを作成して保管し、週に1回文書で組合に報告すること。組合は、遵守状況を確認するた

め、巡回を行い、視認による確認とガイドラインチェックリストを確認する。組合各支部幹部は、これを補助する。